

【別紙】

## 過誤調整の手続について

過誤調整を行う際の流れについて、以下のとおりお示いたしますので、過誤調整について遅れや失念等がないように注意してください。

なお、正当な理由なく長期間にわたり、過誤調整に係る点検を行わないとき又は保険者との調整等を行わないときは、監査を実施する必要があることを申し添えます。

### ○ 過誤調整の手続き

#### (1) 指摘事項の点検及び改善

事業者等は、運営指導時に「文書指導（改善報告を要する事項）に関する事項」として指摘された事項について事業所内で点検し、改善を行ってください。

#### (2) 過誤調整の対象となる被保険者の点検

事業者等は、過誤調整の対象となる被保険者を点検し、過誤調整を行う保険者を確認してください。

#### (3) 過誤調整が生じる保険者一覧の作成

事業者等は、過誤調整を行う保険者を確認したら、様式2「過誤調整が生じる保険者一覧」を作成し、横須賀市指導監査課あて速やかに提出してください。

横須賀市指導監査課から各保険者あてに過誤調整の指導を行った旨の通知を発送しますので、点検後、速やかに提出してください。

#### (4) 保険者へ報告

事業者等は各保険者あてに、横須賀市指導監査課から過誤調整を行うように指導があったことを電話等により連絡し、指導事項の内容、過誤調整の期間、方法等について報告や調整を行ってください。

#### (5) 点検結果報告書の提出

事業者等は、各保険者と必要な調整を行い、各保険者から指定された書式等により過誤調整の内訳書を作成してください。

事業者等は、横須賀市指導監査課あてに各保険者に提出した内訳書と様式3「点検結果報告書」を提出してください。